

提案基準 10 事業所の社宅、寮等について（開発許可、建築許可）

市街化調整区域に存する事業所の社宅、寮等にかかる開発許可、建築許可については、下記の要件に該当して、市街化調整区域に建築することがやむを得ないと認められるものについて取扱うものとする。

記

（適用範囲）

- 1 この基準の適用をうけるものは、法第34条第1号から第13号及び第14号の規定による開発許可を受けた事業所又は申請日の10年以上前から当該市街化調整区域に存する事業所において、業務に従事する者の社宅、寮等で、事業所が市街化区域から相当の距離があり、通勤困難等特別の事情があること。

（立 地）

- 2 申請地は当該事業所と同一の敷地か、又は当該事業所から直線距離で1km以内の土地であること。

（規 模）

- 3 施設の規模は、従事者等から判断して過大でないこと。

（附 則）

この基準は、平成13年4月26日から施行する。

（附 則）

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

（付 記）

上記提案基準に該当するもののうち、敷地面積が3,000㎡未満のものについては、「事後報告基準10」として取扱う。

（附 則）

この基準は、平成13年4月26日から施行する。

（必要書類）

- 1 申請理由書（事業所の操業状況、従事者の状況及び現在社宅、寮を必要とする理由を具体的に記述すること。また、必要とする施設の規模についても記述すること。）
- 2 現事業所に関する開発許可、建築確認等の写し
- 3 申請地の登記簿謄本又は登記事項証明書
- 4 現況写真
- 5 位置図（1/50,000あるいは1/25,000及び1/2,500）
- 6 現存する事業所を含めた土地利用計画図
- 7 建築図面（平面図、立面図等）
- 8 その他市長が必要と認める書類